

「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の進捗状況及び評価について

◎ 趣旨

「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画（以下「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」）」（計画期間：令和3年度～令和5年度）における目標値，障がい福祉サービス等の必要見込量等に関する進捗状況について，評価するもの

1 令和5年度目標値の進捗状況

以下，(1)～(7)の数値目標について，令和5年度目標値に対して令和4年度時点の実績による達成状況を下記の評価基準により評価する。

区分	評価
達成率 100%以上 または 取組内容を <u>実施</u>	A 順調
達成率 70%以上 100%未満 または 取組内容を <u>一部実施・検討</u>	B 概ね順調
達成率 70%未満 または 取組内容に <u>未着手</u>	C やや遅れている

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 入所施設から地域生活への移行者数（第1期からの継続目標）

令和5年度末までに，令和元年度末時点の障がい者支援施設入所者（385人）の3%以上（12人以上）が地域生活へ移行することを目指す。（※ 各年度約4人以上＝A）

年度	H18～R1	R2	R3	R4	目標値 (R5 末)	R4 の進捗率 (B)／(A)	達成率 (C)／(D)	評価
地域生活移行者数(各年度)		1人	3人	2人(B)		50%	41.7%	C
地域生活移行者数(累計)	121人	122人	125人(3人)	127人(5人)(C)	133人以上(12人以上)(D)			

※ 三障がい全て対象とし，国の指針において，病院からの退院者数は目標の対象外となっている。

② 施設入所者の削減数（第1期からの継続目標）

令和5年度末の障がい者支援施設入所者を令和元年度末時点の入所者（385人）の現状維持とすることを目指す。

年度	H18～R1	R2	R3	R4	目標値 (R5 末)	R4 の進捗率	達成率	評価
削減数(各年度)		+3人	△3人	△9人		—	100% (※2)	A
施設入所者数(累計削減数)	385人(△96人)	388人(+3人)	385人(0人)	376人(△9人)	385人(±0人)			

※1 R2～R4 及び目標値 (R5 末) の累計削減数は R2 からの累計

※2 目標±0人(現状維持)に対し，△9人のため達成率 100%

○ 評価・課題等

- ・ 施設入所者の重度化・高齢化に伴い、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっていることから、①についてはC評価であり、②についてはA評価であるが、移行者数・削減者数の伸びが鈍くなっている。
- ・ ①については、施設入所者の重度化・高齢化により、入所期間が長期化していることから、令和5年度末の目標達成は難しい状況である。
- ・ 今後も、障がい者の重度化・高齢化や親なき後に対応するため、相談支援体制の強化や重度障がいに対応したグループホームの確保など地域生活支援体制の充実に向けて更なる取り組みを進めていく必要がある。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（第5期からの継続目標）

令和5年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、精神障がい者の地域移行に係る目標を設定し、関係者が情報共有や連携を図りながら、支援を実施することを旨とする。

年 度	R3	R4	R5	評価
協議の実施状況	・精神障がい者地域移行・定着支援部会 1 回開催（情報共有・事例検討）	・精神障がい者地域移行・定着支援部会 1 回開催（情報共有・課題整理）	・精神障がい者地域移行・定着支援部会 2 回開催予定（目標を設定）	B

○ 評価・課題等

- ・ これまでの部会において、関連する制度改正や県の取組などの情報共有、地域移行・定着に係る課題の洗い出し、意見交換を行うとともに、医療機関、行政、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関が連携しながら、長期入院者の地域移行にあたり、必要なサービスの調整等に取り組んできたところであるが、現時点では、精神障がい者の地域移行に係る目標設定及び課題解決に向けた取組の実施にいたっていないため、評価については、B評価である。
- ・ 今後も、引き続き、情報収集・共有等を行いながら、課題解決のための取組や目標について検討を行っていく必要がある。

(3) 地域生活支援体制の機能の充実（第4期からの継続目標）

令和5年度末までの間、地域生活支援体制を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを旨とする。

年 度	R3	R4	R5	評価
地域生活支援拠点の整備	市独自の方法により運用状況の検証等を実施	国の手引きを踏まえた運用状況の検証等を実施	地域の実情を踏まえ、より実用的な検証を実施予定	A

○ 評価・課題等

- ・ 地域生活支援体制における各機能の充実を図るため、介護者の急病などの緊急時における電話相談や定期的な見守り等を行う「緊急時相談支援事業」や、介護者から自立を体験できる機会を提供する「体験的宿泊支援事業」などを実施した。また、令和5年度からの重層的支援体制に合わせ、市内5圏域の担当となる障がい者生活支援センターを設定し、多機関協働による相談支援体制の強化を図るとともに、運用状況の検証等を実施していることから、評価はA評価である。
- ・ 今後も、引き続き、機能の充実を図るため、自立支援協議会などから意見をいただきながら、より実用的な検証等を行っていく必要がある。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行（第1期からの継続目標，一部新規）

令和5年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績（71人）の1.27倍以上（91人以上）とすることを旨とする。（うち、就労移行支援事業所が1.30倍以上，就労継続支援A型事業所が1.26倍以上，就労継続支援B型事業所が1.23倍以上とする。）（R3→77人，R4→84人＝Ⓐ，R5→91人以上）

年度	R1	R2	R3	R4 (Ⓒ)	目標値 (R5末) (Ⓓ)	R4の進捗率 (Ⓑ/Ⓐ)	達成率 (Ⓒ/Ⓓ)	評価
一般就労 移行者数	71人	87人	104人 (1.46倍)	97人(Ⓑ) (1.36倍)	91人以上 (1.27倍)	100%	100%	B
内 訳	就労移行 支援	42人	51人	59人 (1.40倍)	49人 (1.16倍)	/	89.1%	
	就労継続 支援A型	24人	30人	40人 (1.66倍)	38人 (1.58倍)		100%	
	就労継続 支援B型	4人	6人	5人 (1.25倍)	10人 (2.5倍)		100%	

※ 令和元年度については，自立訓練による一般就労移行者が1名あり

② 就労定着支援事業の利用者数（第6期からの新規目標）

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち，7割（64人）が就労定着支援事業を利用することを旨とする。  
（R3→44人，R4→54人＝Ⓑ，R5→64人以上）

年度	H18～R1	R2	R3	R4	目標値 (R5末)	R4の進捗率 (Ⓐ/Ⓑ)	達成率	評価
就労定着支援事 業の利用者数	/	36人	37人	59人(Ⓐ)	64人以上	100%	100%	A

③ 就労定着支援事業所の就労定着率（第6期からの新規目標）

令和5年度末における就労定着支援事業のうち，就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割（＝Ⓑ）以上とすることを旨とする。

年度	H18～R1	R2	R3	R4	目標値 (R5末)	R4の進捗率 (Ⓐ/Ⓑ)	達成率	評価
就労定着支援に よる職場定着率	/	86%	86%	50% (Ⓐ)	70%以上	71.4%	71.4%	B

○ 評価・課題等

- ①について，ハローワークとの共催による障がい者就職ガイダンス，自立支援協議会就労支援部会における企業と就労系事業所との意見交換会などに取り組み，一般就労支援の充実に取り組み，移行者数は目標値を達成できたが，就労移行支援における移行人数を満たすことができなかったため，B評価である。
- ②について，障がい者の定着に向け，サービス等利用計画に基づき，適切に支給決定し，目標を達成したことから，A評価である。
- ③については，新規参入した事業所など，調査時点で対象となる利用者がいない事業所が全体の4割を占め，目標値を下回ったことからB評価であるが，調査対象者と

なる利用者がいる事業所の中では、目標値を達成している。

- ・ 今後も、障がい者の職場定着に向け、自立支援協議会就労支援部会において、関係機関や企業、就労移行支援事業所間の情報共有を図りながら、就労体験会の開催などにより、障がい者と雇用する側のミスマッチを解消し、相互理解の促進を図るとともに、引き続き各種取組を進めていく必要がある。

#### (5) 障がい児支援の提供体制の充実

##### ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実（第5期からの継続目標）

市が設置している施設において、民間事業所に対し、サービスの質の維持・向上を図るため、必要な支援を実施するとともに、保育所等訪問支援事業についてサービスを必要とする人が支援を受けることができるよう、保護者及び事業所の理解を得ながら利用促進を図る。

年 度	R3	R4	R5	評価
児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉型児童発達支援センター 2事業所</li> <li>・医療型児童発達支援センター 2事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉型児童発達支援センター 2事業所</li> <li>・医療型児童発達支援センター 2事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉型児童発達支援センター 2事業所 (目標：1箇所以上設置)</li> <li>・医療型児童発達支援センター 2事業所 (目標：1箇所以上設置)</li> </ul>	A
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会（専門職対象） ⇒2回（70人）</li> <li>・職場体験（事業所対象） ⇒23事業所（43人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会（専門職対象） ⇒3回（139人）</li> <li>・職場体験（事業所対象） ⇒29事業所（54名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会（専門職対象） ⇒目標：3回</li> <li>・職場体験（事業所対象） ⇒目標：全事業所</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等訪問支援を提供する事業所 5事業所</li> </ul>	6事業所	9事業所 (目標：1箇所以上設置)	

##### ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（第5期からの継続目標）

重症心身障がい児のニーズ等を踏まえて、児童発達支援及び放課後等デイサービスの各施設においても重症心身障がい児を受け入れられるよう事業所の理解を得ながら受入促進を図ることを目指す。

年 度	R3	R4	R5	評価
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	児童発達支援事業所 2事業所	児童発達支援事業所 3事業所	児童発達支援事業所 3事業所 (目標：1箇所以上設置)	A
	放課後等デイサービス 2事業所	放課後等デイサービス 3事業所	放課後等デイサービス 3事業所 (目標：1箇所以上設置)	

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置  
(第5期からの継続目標・一部新規目標)

医療的ケア児等のより適切な支援に向け、協議の場の充実に取り組むとともに、医療的ケア児等の支援に関するコーディネート機能の充実強化を図る。

年度	R3	R4	R5	評価
関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達支援ネットワーク会議 2回開催</li> <li>・意見交換会 2回開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達支援ネットワーク会議 2回開催</li> <li>・意見交換会（コロナのため個別ヒアリングを5事業所と実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達支援ネットワーク会議 2回開催予定</li> <li>・意見交換会 2回開催予定</li> </ul>	B

○ 評価・課題等

- ①については、児童発達支援センターとして、地域の療育支援施設等のサービスの質の維持・向上を図るため、体験見学を実施し、療育体験や情報交換を通して連携を深めるとともに、保育所等訪問支援事業では、サービスを提供する保育所等訪問支援事業者に対し支援方法や内容等の共有、サービス提供事業者間の連携強化を図ったことから、A評価である。
- ②については、重症心身障がい児の受入促進を図るため、支援の現状について医療的ケア児の実務担当者の意見交換会を継続的に実施し、理解を得られたことで、新たな事業者の確保につながったため、A評価である。
- ③については、医療的ケア児等のより適切な支援を図るため、支援に係る関係機関・団体等の実務担当者との個別聞き取り調査を実施したことで、コーディネーター活用の仕組みについての課題把握に努めたが、コーディネート機能の充実強化まで至らなかったため、B評価である。
- 今後も、引き続き、関係機関等と情報共有を図りながら、意見交換会を継続して実施していくとともに、課題を整理し対応策を検討・実施することで、地域の療育支援施設等のサービスの質の維持・向上、重症心身障がい児の受け入れの拡充や医療的ケア児支援の充実強化に繋げていく必要がある。

(6) 相談支援体制の充実・強化（第6期からの新規目標）

令和5年度末までの間、各相談支援機関との連携を強化しながら、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を着実に推進していく。

年度	R3	R4	R5	評価
総合的・専門的な相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者生活支援センターを7か所8人→4か所8人体制に再編</li> <li>・相談支援部会 4回、全体研修 1回開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者生活支援センターの担当地区割を設定</li> <li>・相談支援部会 5回、ブロック別研修 1回開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者生活支援センターを4→5か所に増設</li> <li>・相談支援部会 6回、ブロック別研修 3回開催予定</li> </ul>	A

○ 評価・課題等

- 令和3年度から障がい者生活支援センターを4か所8人体制に再編し、1施設あたりの機能強化を図るとともに、令和5年度から市内5圏域に障がい者生活支援センターを設定し、多機関協働による支援体制の強化や、ガイドライン等により基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター、相談支援事業所の役割などの理解促進を図るブロック別研修の実施などにより連携強化を図っている。
- また、県等が実施する相談支援専門員初任者研修等の受講勧奨をするなど、人材育成の支援を図っており、上記の機能・連携の強化とあわせて目標を達成していることから、A評価である。

- ・ 今後も、引き続き、基幹相談支援センターを中核とした、障がい者生活支援センター、指定特定相談支援事業所による3層の相談支援体制の充実や、重層的支援体制に合わせた関係機関との更なる連携強化、緊急時相談支援事業における対象者の掘り起こし・支援実施などに取り組んでいく必要がある。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築（第6期からの新規目標）

県等が実施する研修への参加、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施に取り組むことを目指す。

年 度	R3	R4	R5	評価
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組	随時実施 ・ 県等の研修へ参加 ・ 請求内容の審査 ・ 事業所への指導や情報提供等	随時実施 ・ 県等の研修へ参加 ・ 請求内容の審査 ・ 事業所への指導や情報提供等	随時実施 ・ 県等の研修へ参加 ・ 請求内容の審査 ・ 事業所への指導や情報提供等	A

○ 評価・課題等

- ・ 障がい福祉サービス等の質を向上させるため、県等が実施する虐待防止研修等へ職員が積極的に参加し、障がい福祉サービス等に係る理解を深めるとともに請求の過誤防止に向けて、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を確認し、適宜、事業所に請求方法等についての指導を実施している。
- ・ 必要に応じて事業者指導監査を実施し、サービスの提供内容や請求内容との整合性を確認し、疑義等については指導を行うなど、適正なサービス提供体制の確保を図っており、目標を達成しているため、A評価である。
- ・ 今後も、引き続き、各種研修に職員が積極的に参加し、障がい福祉サービス等に係る理解を深めるとともに、事業者への指導等を通じてサービス提供の質の向上を図る必要がある。

## 2 障がい福祉サービス等の必要見込量等に関する進捗状況 (資料4-別紙 参照)

- ・ 訪問系サービスについては、利用量・利用人数がともに増加しており、最も利用の多い「居宅介護」においては、必要に応じて1日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者一人ひとりに必要な利用量を支給決定し、個別ニーズに柔軟に対応している。
- ・ 日中活動系サービスについては、介護や創作的活動などを行う「生活介護」において、常に介護が必要な方の日中活動の場として需要が多く、利用量・利用人数が増加している。また、就労の機会等を通じて、生産活動の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う「就労継続支援A型」及び「就労継続支援B型」において、特別支援学校卒業生の進路のひとつとなっていることや、ハローワーク、インターネット等で情報を得やすいことなどから、利用量・利用人数が増加している。
- ・ 居住系サービスについては、親なき後や、精神科病院退院後の住まいの場として需要が多い「共同生活援助(グループホーム)」の施設数が増加し、利用環境が整ったことにより、利用人数が見込みを大きく上回っている。
- ・ 相談支援系サービスについては、「計画相談支援」が、障がい福祉サービス利用人数の増加に伴い、利用人数が増加し、見込みも上回っている。
- ・ 障がい児支援系のサービスについては、実績値は見込量を超過していないが、全てのサービスで概ね増加傾向にある。

## 3 地域生活支援事業の実施に関する進捗状況 (資料4-別紙 参照)

- ・ 移動支援事業については、アンケート調査の回答では高いニーズがあるものの、外出支援を行う障がい福祉サービスの利用増や、新型コロナウイルス感染症の影響とみられる外出控えにより、利用量・利用人数が見込みを下回っている。
- ・ 日中一時支援事業(日中支援型)については、児童福祉法に基づく類似サービスである「放課後等デイサービス」への移行による減少傾向に加え、新型コロナウイルス感染症の影響とみられる利用控えにより、利用量・利用人数が見込みを下回っている。
- ・ 日中一時支援事業(放課後支援型)については、類似サービスである「放課後等デイサービス」への利用者の移行が進んだことから、当初の予定通り、令和4年度末までにすべての利用者が卒業または類似サービスへ移行し、事業終了とした。
- ・ 障がい児等療育支援事業については、ここ・ほっと巡回相談事業の実施によって、早期発見につながり、早期療育支援事業、専門療育事業や居宅訪問型児童発達支援事業など、その児にあった適切な療育を行うことができた。
- ・ 巡回支援専門員整備(ここ・ほっと巡回相談事業)については、発達障がいの早期発見・早期支援のため、市内の保育園等を訪問し、勤務する職員に対し、障がいへの正しい知識や個々の特性に応じた適切な支援方法について指導助言等を行い、児への援助技術の向上を図ることができた。
- ・ 児童発達支援センターの機能強化については、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を総合的に行うとともに、児童発達支援センターの専門職を適切に活用することにより、子どもの障がいの特性に応じた専門性の高い療育を提供できた。

#### 4 計画全体の評価について

- ・ 12の数値目標について、A評価が7、B評価が4、C評価が1で、全体として概ね順調な進捗状況である。
- ・ 目標に到達しない取組について、目標値の達成に向け、積極的に取組を推進するとともに、以下の課題について取り組んでいく必要がある。

#### 5 計画全体の課題について

##### (1) 地域生活への移行に係る障がい者の重度化・高齢化や親なき後への対応

⇒ 障がいの重度化・高齢化や親なき後への対応を図るため、「緊急時の相談及び支援体制の充実」、「重度障がいに対応したGHの確保」、「本人や親への障がい福祉サービス等の理解促進・本人の自立に向けた支援の充実」、「地域における関係機関の連携体制の充実」など地域生活を支援する体制の充実が必要

##### (2) 一般就労への移行

⇒ 障がい福祉サービスを通じて、一般就労により多くつなげるため、「関係機関や企業と就労支援に関する情報共有及び連携」、「障がい者と企業との相互理解の促進」など就労支援の充実が必要

##### (3) 障がい福祉サービス・地域生活支援事業・障がい児サービス

###### 共通事項

⇒ サービス利用者の利用実態や事業所の動向を踏まえた、利用者に対する必要な利用量を見込み、必要なサービスが適切に受けられる体制の確保やサービスの質の向上、また、それを担う人材の確保を図るための取組が必要

###### 障がい福祉サービス・地域生活支援事業

⇒ 地域で安心した生活が送れるようにするため、利用者ニーズ等が高い「生活介護」、「共同生活援助」、「計画相談支援」、「移動支援」など障がい福祉サービス・地域生活支援事業の更なる充実が必要

###### 障がい児サービス

⇒ 「重症心身障がい児の受け入れの拡充」、「医療的ケア児等支援の充実強化」など、障がい児の障がい特性や個々の状態に応じたサービスの更なる充実強化が必要